

県内中小クレジット算定ガイドライン 新旧対照表

(R02.4)

改正後	改正前
<p>P1 <u>本県では、令和2年3月に策定した県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2013年比26%削減するという目標を掲げている。</u></p>	<p>P1 <u>本県では、平成21年2月に策定し、平成27年3月に改訂した埼玉県地球温暖化対策実行計画（「ストッブ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」）において、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減するという目標を掲げている。</u></p>
<p>P5, 78 (2) 県内中小クレジットの有効期間 ・第一計画期間（平成23～26（2011～2014）年度）の削減量 <u>第一計画期間及び第二計画期間（平成27～令和元（2015～2019）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、第二計画期間の整理期間終了時（令和3（2021）年9月末日）まで可能）</u> ・第二計画期間（平成27～令和元（2015～2019）年度）の削減量 <u>第二計画期間及び第三計画期間（令和2～6（2020～2024）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、第三計画期間の整理期間終了時（令和8（2026）年9月末日）まで可能）</u> ・第三計画期間（令和2～6（2020～2024）年度）の削減量 <u>第三計画期間及び第四計画期間（令和7～11（2025～2029）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、第四計画期間の整理期間終了時（令和13（2031）年9月末日）まで可能）</u></p>	<p>P5, 78 (2) 県内中小クレジットの有効期間 ・第一計画期間（平成23～26（2011～2014）年度）の削減量 第一計画期間及び第二計画期間（平成27～<u>31</u>（2015～2019）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、第2計画期間の整理期間終了時（平成33（2021）年9月末日）まで可能） ・第二計画期間（平成27～<u>31</u>（2015～2019）年度）の削減量 第二計画期間及び第三計画期間（平成<u>32～36</u>（2020～2024）年度）の目標達成に利用可能（充当手続は、第3計画期間の整理期間終了時（平成<u>38</u>（2026）年9月末日）まで可能）</p>
<p>P20 (2) 削減対策項目と対策要件 ウ 近年普及している高効率機器（LED、高効率変圧器等）を、一般的な更新周期より早く更新した場合を対象とする。</p>	<p>P20 (2) 削減対策項目と対策要件 ウ 近年普及している高効率機器（<u>Hf 蛍光灯</u>、高効率変圧器等）を、一般的な更新周期より早く更新した場合を対象とする。</p>
<p>P24 表2.3 2.1 高効率パッケージ形空調機の導入 対策後のAPF又は定格COPが、4（認定基準の詳細）で定める水準以上の場合を対象とする。 <u>上記の水準を満たした上で、冷媒蒸発温度自動変更機能が導入されている場合は省エネ率の割増しを行う。</u> 2.2 高効率空調機の導入 次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 ・<u>ダブルブラグファン</u> ・ブラグファン ・モータ直結形ファン ・永久磁石（IPM）モータ ・プレミアム効率（IE3）モータ ・高効率（IE2）モータ ・楕円管熱交換器</p>	<p>P24 表2.3 2.1 高効率パッケージ形空調機の導入 対策後のAPF又は定格COPが、4（認定基準の詳細）で定める水準以上の場合を対象とする。 2.2 高効率空調機の導入 次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 ・ブラグファン ・モータ直結形ファン ・永久磁石（IPM）モータ ・プレミアム効率（IE3）モータ ・高効率（IE2）モータ ・楕円管熱交換器</p>

<p>P26 3.1 高効率照明器具の導入 ・LED（定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が <u>45lm/W</u> 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず器具効率が 60lm/W 以上のものに限る。）</p> <p>原則として、既存照明器具の更新が対象であるが、LED ランプ交換は、既存照明器具のランプを次のランプに交換する場合に限り対象とする。定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が 45lm/W 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず器具効率が 60lm/W 以上のものに限る。</p> <p>P28 4.7 高性能ガラス等の導入 次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 ・Low-e <u>複層</u>ガラス (略)</p> <p>P30 表 2.4.1 (削除)</p> <p>P31 表 2.4.3 (削除)</p> <p>P37 2.1 高効率パッケージ形空調機の導入 対策要件 <u>(1)</u> パッケージ形空調機には、電気式パッケージ形空気調和機（ルームエアコン、水熱源パッケージ形空気調和機及び電算室用パッケージ形空調機を含む。）、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含むものとする。 <u>(2)</u> 電気式パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の年間エネルギー効率（APF）※1 又は定格 COP が表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。 <u>(3)</u> ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の屋外機又は熱源機の年間成績係数（APFp）※2 又は定格 COP が、表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。 (4)～(7) (略) <u>(8)</u> パッケージ形空調機に冷媒蒸発温度自動変更機能が導入されている場合は、省エネ率の割増しを行う。</p> <p>※1：EHP の年間エネルギー消費効率（APF）とは、</p>	<p>P26 3.1 高効率照明器具の導入 ・LED（定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が <u>30lm/W</u> 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず器具効率が 60lm/W 以上のものに限る。）</p> <p>原則として、既存照明器具の更新が対象であるが、LED ランプ交換は、既存照明器具のランプを次のランプに交換する場合に限り対象とする。定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が <u>30lm/W</u> 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず器具効率が 60lm/W 以上のものに限る。</p> <p>P28 4.7 高性能ガラス等の導入 次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 ・Low-e ガラス (略)</p> <p>P30 表 2.4.1 温水吸収式冷凍機 0.71</p> <p>P31 表 2.4.3 温水吸収式冷凍機</p> <p>P37 2.1 高効率パッケージ形空調機の導入 対策要件 <u>(1)</u> パッケージ形空調機の屋外機又は熱源機の年間エネルギー効率（APF）※1 又は定格 COP が表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。 <u>(2)</u> パッケージ形空調機には、電気式パッケージ形空気調和機（ルームエアコン、水熱源パッケージ形空気調和機及び電算室用パッケージ形空調機を含む。）、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含むものとする。 (追記) (4)～(7) (略) (追記)</p> <p>※1：年間エネルギー消費効率（APF）とは、年間を</p>
---	---

<p>年間を通してある一定条件のもとに運転したときの、消費電力 1kW 当たりの冷房能力及び暖房能力を表すもので、冷房期間及び暖房期間を通じて室内側空気から除去する熱量及び室内空気に加えられた熱量の総和と同期間内に消費された総電力との比とする。通年エネルギー消費効率 (APF) は、家庭用にあつては JIS C 9612 に、業務用にあつては、JIS B 8616 に規定する方法により算出した数値とする。</p> <p><u>※ 2 : GHP の期間成績係数 (APFp) とは、年間を通してある一定条件のもとに運転したときの、消費一次エネルギー 1kW 当たりの冷房能力及び暖房能力を表すもので、冷房期間及び暖房期間を通じて室内側空気から除去する熱量及び室内空気に加えられた熱量の総和と同期間内に消費された一次エネルギーの総和との比とする。期間成績係数 (APFp) は JIS B8627 に規定する方法により算出した数値とする。</u></p> <p>P38 表 2.4.4 パッケージ形空調機の認定水準 対策要件 <u>ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。) 判断基準値※7</u></p> <p><u>※ 7 : ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のグリーン購入法判断基準値は別表第 3 を参照</u></p> <p>削減対策項目の概要と特徴 <u>(4) 冷媒蒸発温度自動変更機能とは室内負荷に応じて冷媒蒸発温度を最適にコントロールすることで、圧縮機動力の低減が可能で、CO2 排出量の削減につながる。</u></p> <p>P40 2.2 高効率空調機の導入 対策要件 (1) 空調機に次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 <u>・ダブルプラグファン</u> ・プラグファン ・モータ直結形ファン※ 1 ・永久磁石 (IPM) モータ※ 2 ・プレミアム効率 (IE3) モータ※ 3 ・高効率 (IE2) モータ※ 3 ・楕円管熱交換器</p> <p>削減対策項目の概要と特徴 (1) 空調機は、高効率化することで空気搬送エネルギーを削減することにより CO2 削減に寄与する。 ア <u>ダブルプラグファン・プラグファン</u> エアフォイル (翼断面) ブレードにより、少ないエネルギーでの送風ができる。また、リミットロード特性により、モータのオーバーロードがな</p>	<p>通してある一定条件のもとに運転したときの、消費電力 1kW 当たりの冷房能力及び暖房能力を表すもので、冷房期間及び暖房期間を通じて室内側空気から除去する熱量及び室内空気に加えられた熱量の総和と同期間内に消費された総電力との比とする。通年エネルギー消費効率 (APF) は、家庭用にあつては JIS C 9612 に、業務用にあつては、JIS B 8616 に規定する方法により算出した数値とする。</p> <p>(追記)</p> <p>P38 表 2.4.4 パッケージ形空調機の認定水準 対策要件 (追記)</p> <p>(追記)</p> <p>削減対策項目の概要と特徴 (追記)</p> <p>P40 2.2 高効率空調機の導入 (1) 空調機に次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。 ・プラグファン ・モータ直結形ファン※ 1 ・永久磁石 (IPM) モータ※ 2 ・プレミアム効率 (IE3) モータ※ 3 ・高効率 (IE2) モータ※ 3 ・楕円管熱交換器</p> <p>削減対策項目の概要と特徴 (1) 空調機は、高効率化することで空気搬送エネルギーを削減することにより CO2 削減に寄与する。 ア プラグファン エアフォイル (翼断面) ブレードにより、少ないエネルギーでの送風ができる。また、リミットロード特性により、モータのオーバーロードがな</p>
---	--

<p>い。<u>ダブルプラグファンは、プラグファンよりも高いファン効率が期待できる。</u></p> <p>P45 2.6 換気の省エネ制御の導入 削減対策項目の概要と特徴 (2) 駐車場ファンの CO 又は CO2 制御 イ 駐車場の機械換気設備は、駐車場法施行令及び建築基準法施行条例により、駐車場床面積当たり <u>14m³ / (h・m²) 以上を満たす必要がある</u>。大規模な駐車場では、車路の部分を除いた部分の面積で換気量を算定することができる。</p> <p>P46 3.1 高効率照明器具の導入 対策要件 ・ LED (定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が <u>45lm/W 以上</u>のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず器具効率が 60lm/W 以上のものに限る。)</p> <p>(4) (1) のとおり、原則として、既存照明器具の更新が対象であるが、LED ランプ交換の場合は、適用年度内に既存照明器具のランプを次のものに交換する場合に限り対象とする。 ・ 電球形 LED ランプ 定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が <u>45lm/W 以上</u>のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。</p> <p>P59 4.7 高性能ガラス等の導入 対策要件 (1) 外壁又は屋根の開口部のガラスに、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。ただし、別表第 1 表 30 で熱負荷削減量が算定できるもので、複層ガラス以外のものは、遮蔽係数が 0.7 以下のものを対象とする。 ・ Low-e <u>複層</u>ガラス</p> <p><u>(4) 既存の単層ガラスの上から Low-e ガラスを貼り付けることで、Low-e 複層ガラス同等の性能を得ることができる製品の導入については、Low-e 複層ガラスを導入したものとして見なす。</u></p> <p>P62 3 事前届の申請 (届出) 時期 申請者は、削減対策項目に係る工事の契約の日から当該工事のしゅん工の予定日の前日から起算して <u>20 日前</u> (しゅん工の予定日の前日から起算して <u>30 日前</u>が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して 15 日後) までの間に、埼玉県へ事前届の</p>	<p>い。</p> <p>P44 2.6 換気の省エネ制御の導入 削減対策項目の概要と特徴 (2) 駐車場ファンの CO 又は CO2 制御 イ 駐車場の機械換気設備は、駐車場法施行令及び建築基準法施行条例により、駐車場容積当たり <u>10 回/h 以上、又は駐車場床面積当たり 25m³ / (h・m²) 以上のいずれか大きい値を満足する必要がある</u>。大規模な駐車場では、車路の部分を除いた部分の面積で換気量を算定することができる。</p> <p>P45 3.1 高効率照明器具の導入 対策要件 ・ LED (定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が <u>30lm/W 以上</u>のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず器具効率が 60lm/W 以上のものに限る。)</p> <p>(4) (1) のとおり、原則として、既存照明器具の更新が対象であるが、LED ランプ交換の場合は、適用年度内に既存照明器具のランプを次のものに交換する場合に限り対象とする。 ・ 電球形 LED ランプ 定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は器具効率が <u>30lm/W 以上</u>のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は器具効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。</p> <p>P58 4.7 高性能ガラス等の導入 対策要件 (1) 外壁又は屋根の開口部のガラスに、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。ただし、別表第 1 表 30 で熱負荷削減量が算定できるもので、複層ガラス以外のものは、遮蔽係数が 0.7 以下のものを対象とする。 ・ Low-e ガラス</p> <p>(追記)</p> <p>P61 3 事前届の申請 (届出) 時期 申請者は、削減対策項目に係る工事の契約の日から当該工事のしゅん工の予定日の前日から起算して <u>30 日前</u> (しゅん工の予定日の前日から起算して <u>40 日前</u>が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して 15 日後) までの間に、埼玉県へ事前届</p>
--	--

<p>申請（届出）を行わなければならない。</p> <p>削減対策項目に係る工事が1期工事、2期工事等複数期間に渡って行われる場合は、1期工事の契約の日から1期工事のしゅん工の予定日の前日から起算して<u>20日前</u>（しゅん工の予定日の前日から起算して<u>30日前</u>が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して15日後）までの間に、埼玉県へ申請（届出）を行わなければならない。</p> <p>（上記の改正内容に応じて図3.2及び図3.3を修正）</p> <p>P147 7-f APF・APFp EHPにおいては、<u>通年エネルギー消費効率（APF）の値を記入し、GHPにおいては、期間成績係数（APFp）を記入する。</u> <u>なお、APF・APFpの認定水準に適合しないパッケージ形空調機はCOPでの算定のみとなるが、メーカーカタログ等にAPF・APFpの表示がある場合は参考値としてAPF・APFpの値を記入する。</u></p> <p>7-g APF・APFp評価対象機器 APF又はAPFpで算定したい場合は、<u>対策後のパッケージ形空調機が、EHPの場合はAPF、GHPの場合はAPFpの認定水準値に適合していることを確認し「○」を選択する。</u>COPで算定したい場合は、空欄とする。 電算室用については、COPでの算定のみとなるため、空欄とする。</p> <p>7-h 冷媒蒸発温度制御評価対象機器 冷媒蒸発温度自動変更機能を有するパッケージ形空調機の場合は「○」を選択する。</p> <p>その他 GHPとEHPを同一冷媒系統に接続し、連動制御を行うパッケージ形空調機（GHP+EHP一体型システム）については、それぞれ独立したGHPとEHPを設置するものと見なして入力する。（種別は「GHP」と「EHPその他」を選択する。） 「7-c 冷房能力・暖房能力」欄には、GHPとEHPのそれぞれの冷房能力及び暖房能力を記入し、メーカーカタログ等に個別の冷房能力及び暖房能力の記載がない場合は、合計した冷房能力及び暖房能力を、GHPとEHPの比率が1:2となるように案分した数値を記入する。「7-e 定格エネルギー消費量」欄には、EHPは、GHP+EHP一体型システムの消費電力を入力し、GHPは、GHP+EHP一体型システムのガス消費量を記入する。「7-f APF・APFp」欄には、GHPとEHPのそれぞれのAPFまたはAPFpを記入し、メーカーカタログ等に個別のAPF及びAPFpの記載がない場合は、GHPとEHPの合算したAPFpを記入する。ただし、EHPにはAPFpを二次エネルギー換算（$\times 9.76 / 3.6$）した値を記入する。</p>	<p>の申請（届出）を行わなければならない。</p> <p>削減対策項目に係る工事が1期工事、2期工事等複数期間に渡って行われる場合は、1期工事の契約の日から1期工事のしゅん工の予定日の前日から起算して<u>30日前</u>（しゅん工の予定日の前日から起算して<u>40日前</u>が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して15日後）までの間に、埼玉県へ申請（届出）を行わなければならない。</p> <p>P146 7-f APF 対策後のパッケージ形空調機のAPFの値を記入する。 <u>なお、エアコンディショナーのトップランナー基準に準拠していないパッケージ形空調機はCOPでの評価のみとなるが、メーカーカタログ等にAPF表示がある場合は参考値としてAPFの値を記入する。</u></p> <p>7-g トップランナー基準対象機種 EHPについては、APFで評価したい場合は、<u>対策後のパッケージ形空調機がエアコンディショナーのトップランナー基準に準拠した機器であることを確認し「○」を選択する。</u>COPで評価したい場合は、空欄とする。 GHP及び電算室用については、COPでの評価のみとなるため、空欄とする。</p> <p>（追記）</p> <p>（追記）</p>
---	---

P148

その他

システム形空気調和機の場合等、レタンファン又は排気ファンが空調機に組み込まれている場合は、行を分けてファンごとに電動機出力及び対策項目を記入すること。ダブルプラグファン、プラグファンを選択する場合は、モータ直結形ファンも選択する。

別表第1

表2 エネルギー消費量等の換算係数

※ 東京ガス、角栄ガス、坂戸ガス、幸手都市ガス、松栄ガス、大東ガス、東彩ガス、日高都市ガス、武州ガス、鷲宮ガス、太田都市ガス、伊奈都市ガス、入間ガス、埼玉ガス、新日本瓦斯、西武ガス、武蔵野ガス、本庄ガス、堀川産業（13A）

なお、平成29年度以前の算定については、地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO2排出量算定ガイドライン（令和2年4月改正）の定めによるものとする。

2.1 高効率パッケージ形空調機の導入

- エネルギー種別がガスの場合の、APFpによるクレジット算定式を追加した。
- 高効率パッケージ形空調機の冷媒蒸発温度自動変更機能の削減効果係数 K_VET を用いて、クレジット算定式を再定義した。
- 当該機能付きの場合は K_VET=0.15、機能無しの場合は K_VET=0 とした。
- 基準 APFp を定義した。(1.1)

表9 高効率空調機の省エネ率

対策項目	省エネ率
<u>ダブルプラグファン</u>	<u>0.25</u>
プラグファン	0.17
モータ直結形ファン	0.05
永久磁石(IPM)モータ	0.1
プレミアム効率(IE3)モータ	0.06
高効率(IE2)モータ	0.04
楕円管熱交換器	0.05

表18 高効率照明器具の省エネ率

LED		
定格光束(単位 lm)	器具効率(単位 lm/W)	省エネ率
600未満	-	0.5
600以上2,200未満	45未満	-
	45以上65未満	0.3
	65以上80未満	0.45
	80以上100未満	0.5
	100以上120未満	0.6
	120以上	0.7
2,200以上	60未満	-
	60以上90未満	0.25
	90以上120未満	0.45
	120以上140未満	0.50
	140以上	0.60

※ 令和元(2019)年度までに工事が完了した場合は、「定格光束600lm以上2,200lm未満かつ器具効

P148

その他

システム形空気調和機の場合等、レタンファン又は排気ファンが空調機に組み込まれている場合は、行を分けてファンごとに電動機出力及び対策項目を記入すること。プラグファンを選択する場合は、モータ直結形ファンも選択する。

別表第1

表2 エネルギー消費量等の換算係数

※ 東京ガス、角栄ガス、坂戸ガス、幸手都市ガス、松栄ガス、大東ガス、東彩ガス、日高都市ガス、武州ガス、鷲宮ガス、太田都市ガス、伊奈都市ガス、武蔵野ガス（13A）

2.1 高効率パッケージ形空調機の導入
(追記)

表9 高効率空調機の省エネ率

対策項目	省エネ率
プラグファン	0.17
モータ直結形ファン	0.05
永久磁石(IPM)モータ	0.1
プレミアム効率(IE3)モータ	<u>0.06</u>
高効率(IE2)モータ	0.04
楕円管熱交換器	0.05

表18 高効率照明器具の省エネ率

LED		
定格光束(単位 lm)	器具効率(単位 lm/W)	省エネ率
600未満	-	0.5
600以上2,200未満	30未満	-
	30以上45未満	0.15
	45以上65未満	0.3
	65以上80未満	0.45
	80以上	0.5
	2,200以上	60未満
	60以上90未満	0.25
	90以上120未満	0.45
	120以上	0.50

(追記)

率 301m/W 以上 451m/W 未満」の省エネ率は「0.15」とする。

別表 3-4 グリーン購入法が示す判断基準値

冷房能力	期間成績係数 (APFp)
28kW 未満	1.07 以上
28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
56kW 以上	1.70 以上

備考 1. ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のグリーン購入法判断基準値とは「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に記載される判断基準値とする。定格冷房能力が 7.1kW を超え 28kW 未満の機器は、「10. エアコンディショナー等」の「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断基準値を採用する。定格冷房能力が 28kW 以上の機器は「21. 公共工事」の「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」の判断基準値を採用する。

別表第 2

埼玉県内の都市ガス事業者の単位発熱量 (GJ/千Nm³)

事業者名	発熱量
東京ガス、角栄ガス、坂戸ガス、幸手都市ガス、松栄ガス、大東ガス、東彩ガス、日高都市ガス、武州ガス、鷺宮ガス、大田都市ガス、伊奈都市ガス、入間ガス、埼玉ガス、新日本瓦斯、西武ガス、武蔵野ガス、本庄ガス、福山産業(13A)	45
秩父ガス(13A)	46.04

なお、平成 29 年度以前の算定については、地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源 CO₂ 排出量算定ガイドライン (令和 2 年 4 月改正) の定めによるものとする。

(追記)

別表第 2

埼玉県内の都市ガス事業者の単位発熱量 (GJ/千Nm³)

事業者名	発熱量
東京ガス、角栄ガス、坂戸ガス、幸手都市ガス、松栄ガス、大東ガス、東彩ガス、日高都市ガス、武州ガス、鷺宮ガス、本田都市ガス、伊奈都市ガス、武蔵野ガス(13A)	45
入間ガス、埼玉ガス、新日本瓦斯、西武ガス、本庄ガス(13A)	43.12
秩父ガス(13A)	46.04
本庄ガス(12A)	41.86